

## 有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染防止について

公益社団法人全国有料老人ホーム協会が、新型コロナウイルス感染防止策の実態把握のため本年6月末に実施したアンケート調査の集計結果等について、その概要を周知させていただきます。

**【面会の実施状況】**全体としては、一定の制限のもと対面での面会を可能とする事業者が80.7%、自粛依頼中とする事業者は40%あった。制限をしていない（解除）事業者は3.4%と極めて少ない（複数回答可の設問のため合計は100%ではありません）。また、「自粛依頼中」と回答していない事業者でも、何らかの形で面会・来訪の自粛依頼は行われおり、ほとんどの施設において面会制限が実施されていることがわかる。

（面会の代替え措置）自粛依頼中の施設が行っている面会の代替え措置のうち主なものは、オンライン面会61.1%、電話37.4%、手紙16.0%であった。

**【入館時の対応】**ほとんどの事業所では、検温・アルコール消毒・マスクの着用を義務付けており、受付簿の記入を求めている事業所でも、「記録はとっており、面会者の追跡は可能」との回答があった。

**【面会時間】**多くの事業者では特にルール設定していないものと推察されるが、ルール設定を行っている事業者の半数近くが、「15分以内」（次いで「30分以内」）としており、感染リスク軽減のため、短時間で済ませていただきたいという意識の高さがうかがえる。

**【面会受入れ件数制限】**ホームへ受け入れる1日当たりの面会件数や、入居者当たりの月間の面会件数の制限については、9割弱の事業所にて特に取り決めはないが、取り決めのあるところでは、1日3件程度に制限して面会を受け入れたり、来訪を週に1回程度にとどめておくよう依頼するなどの対応が見られる。（面会の対応に人手がとられることが問題になっている。）

**【面会場所等の制限】**面会場所については、施設内にウイルスを持ち込ませないよう、玄関やロビーで行われることが多く、居室で面会とする事業者についても、ウイルスの持込みを防ぐ下記のような取組が見られた。

- ・ガラス（窓）越し面会 ・来訪者にはキャップ、ガウンの着用 ・面会可能時間を設定
- ・アクリルボード等でソーシャルディスタンス確保 ・来訪者の宿泊、飲食の禁止
- ・事前予約制で面会時間を調整し、重複がないようにする ・出入り業者等は玄関先で対応
- ・共有部分への立入りを制限、通行ルートを設定 ・1回の面会での人数制限（2名・3名）
- ・面会を家族、親族、身元引受人等に限定 ・県外（首都圏・都市部）からの訪問自粛（禁止）

～アンケート結果等を踏まえて～

### ○感染防止の取組

感染リスクのある当分の間は、国が示す感染防止策を継続して実施することが必要です。施設内での対策はもちろん、職員にあっては職場外での行動についても、慎重な対応をとるよう引き続き指導をお願いします。

#### （職員に求められる行動例）

- ・3密回避、ソーシャルディスタンス確保、マスク着用、手洗い等「新しい生活様式」
- ・出勤前の検温など日頃からの体調管理
- ・3密が回避できない施設への出入りや感染が拡大している地域への旅行等の自粛

## ○対面面会等の対応

面会制限の継続は感染リスクを避けるため必要な措置ではありますが、ご家族の不満や、施設に対する不信感につながることもあるため、これまで以上にご家族との情報共有を図るとともに、面会制限など施設のとる措置についての説明も丁寧に行うことが求められます。また、面会の代替え措置や制限内容の変更など、実状に合わせた対応について引き続き検討するとともに、感染の再拡大が見られた場合には、すぐに制限を強化できるようにすることが必要となります。

### (面会についての注意点)

- ・できる限り居室での面会を避け、密閉されていない別室を設ける
- ・面会の人数は最小限とする
- ・マスク着用は必須（施設の判断により窓越しでの面会。アクリル板、フェイスガード、ガウン着用などの工夫も考えられる。）
- ・入館時の検温等、来訪者の健康状態等の確認
- ・入館時及び面会後の手指消毒もしくは入念な手洗い
- ・面会は原則予約制とし、あらかじめ施設で定めた時間以内とする
- ・手を握る場合は事前、事後に着実に手指消毒を行い、抱擁は避ける
- ・訪問者が自身や入居者の汗、涙、鼻水などを触らないよう注意
- ・各施設で面会についてのルール作りを行い、職員や家族等に周知、説明すること  
(その他) ・面会時の飲食禁止 ・他の入居者への接触禁止
- ・2週間以内の発熱など健康状態及び感染の可能性（旅行歴等）の確認

## ○感染に備えて

感染源として、併設デイサービス利用者、外部の医療従事者や退院した入居者が多い傾向があるようです。入居者の通院や退院後、ホームへの訪問診療受入れ等には十分ご注意ください。

また、保健所が濃厚接触者等の判断を行う際、サービス提供記録が必要となります。記録の不足や速やかな提出ができない場合、職員全員が濃厚接触者疑い者として自宅待機となった事例もあります。

さらに、感染が確認された場合に備えて、法人内の他の事業所から代替要員を確保する場合、事前に入選をしてください。また、代替要員が感染しないよう、入選は慎重に行ってください。場合によってはサービス内容の縮小なども必要になるかと思われます。感染時の対応については、事前に入居者・ご家族にも周知、説明してください。

参考：公益社団法人全国有料老人ホーム協会

「有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染症防止について」（令和2年7月10日）

※全国有料老人ホーム協会で実施したアンケート結果及び感染防止策についての詳細は、協会ホームページにおいて掲載されています。（閲覧には会員登録が必要です）